

金融規制はデ・レギュレーションからリ・レギュ

金融業界では、金融危機を境に、それまでのデ・レギュレーション推進から、リ・レギュレーションへと大きな方向転換が行われた。

米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融市場の混乱は、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻後、グローバルな金融危機へと発展した。サブプライム・ローン問題の深刻化とその後の金融危機を受け、金融安定化理事会¹⁾は、「市場と制度の強化に関する報告書」(2008年4月公表)、「金融システムのための提言及び基本原則」(2009年4月公表)という二つの報告書を公表した。図表1の通り、金融安定化理事会の提言は、個別金融機関のみならず、金融システム全体を対象としていること、会計や信用格付けなど関連する制度を対象としていること、規制裁定の可能性を排除するために銀行のみならず、証券、保険など広くノンバンクを対

象としていることなど、包括的な内容となっている。

これらの報告書は、サブプライム・ローン問題とその後金融危機時に露呈した金融システム及び金融機関のリスク管理体制の脆弱性を克服し、強靱な体制を築くことを目的としたものであり、金融危機後の国際的な金融規制改革——リ・レギュレーションの出発点となっている。図表2にバーゼル銀行監督委員会が公表したリスク管理関連の指針・提案を整理した。例えば、自己資本比率規制であるが、金融危機以降、大幅な改定が2回実施されている²⁾。改定のポイントは、1) 所要自己資本算出の精緻化、2) コア・ティア1資本の定義の明確化、3) 資本バッファの導入、4) システム上重要な金融機関に対する自己資本比率の上乗せである。こうした自己資本比率規制の強化は、内外金融機関のビジネス・モデルに大きな影響を与えている。

図表1 金融安定化理事会によるグローバルな金融改革に関する提言

「市場と制度の強靱性の強化に関する報告書」(2008年4月公表)	
1. 自己資本・流動性・リスク管理に対する健全性の強化	1) 自己資本比率規制 2) 流動性リスク(資金流動性・市場流動性) 3) オフバランス機関を含むリスク管理に対する監督 4) OTCデリバティブに関する事務運営上のインフラ
2. 透明性・価格評価の向上	1) 市場参加者によるリスク関連情報開示 2) オフバランス機関に対する会計及び情報開示基準 3) 価格評価 4) 証券化プロセスと市場の透明性
3. 信用格付の役割・利用における変更	1) 格付プロセスの質 2) 証券化商品に関する格付けの区分と情報の開示 3) 裏付資産の質に関する格付機関の評価 4) 投資家及び規制当局による格付の利用
4. 当局のリスク対応力強化	1) リスク分析を行動に移すこと 2) 当局間の情報交換と連携の改善 3) 国際機関における政策策定作業の強化
5. 金融システムにおけるストレスに対応するための堅固な体制	1) 中央銀行のオペレーション 2) 脆弱な銀行に対応する枠組み
「金融システム強化のための提言及び基本原則」(2009年4月公表)	
1. 金融システムのプロシクリカリティに対応する提言	1) 資本 2) 引当 3) 価格評価・レバレッジ
2. 健全な報酬慣行に関する原則	1) ガバナンス 2) 健全なリスクテイクと報酬の効果的な連携 3) 監督当局による効果的な監視と利害関係者の関与
3. 危機管理に関する国際的な協調に関する原則	1) 金融危機に対する関係当局の備え 2) 金融危機管理において関係当局がすべきこと

(出所) 金融安定化フォーラム、金融安定化理事会、金融庁より野村総合研究所作成

レーションへ

金融安定化理事会は、こうした国際的な金融規制改革の実施状況をモニタリングし、G20に進捗報告を行う役割を担っている。2012年11月には、システム上重要な金融機関の政策枠組み、リスク開示強化、店頭デリバティブ市場改革（含む、中央清算）、格付会社の格付け依存抑制に関する報告が行われた。2013年には、シャドー・バンキングの規制・監視の強化が本格化するだろう。

（金融ITイノベーション研究部 川橋 仁美）

- 1) 金融安定化理事会は、各国金融当局と国際機関を国際的なレベルで調整すること、規制、監督及びその他の金融政策の策定と実施を推進するために2009年に設置された。その前身は、金融安定化フォーラムである。
- 2) 「バーゼルⅡの枠組みの強化に関する最終文書（通称、バーゼル2.5）」（2009年7月公表。本邦では2012年3月末実施）、「バーゼルⅢテキスト」（2010年12月公表。本邦では国際基準行を対象に2013年3月末に実施予定。）

図表2 金融機関のリスク管理高度化に関連するバーゼル銀行監督委員会の取り組み

年月	主な指針・規制提案
2004年	6月 「自己資本測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(通称、バーゼルⅡ)(日本では、2007年3月末実施)
2008年	2月 「流動性リスク：管理と監督上の課題」
	6月 「公正価値測定とモデリング：市場ストレスから得られた課題と教訓の分析」
	9月 「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」
2009年	3月 「経済資本のモデル化の実務の幅と論点」
	5月 「健全なストレステストの実務及びその監督のための諸原則」
	6月 「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則」
	7月 「バーゼルⅡの枠組みの強化に関する最終文書」(通称、バーゼル2.5) (日本では、2012年3月末実施)
	9月 「先進的計測手法(AMA)の主な論点についてみられたプラクティスの幅」
	9月 「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告と勧告」
	12月 「銀行セクターの強靭性を強化するための市中協議文書」(通称、バーゼルⅢ)
2010年	3月 「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告と勧告」
	4月 「信用リスク計測と管理のためのベンチャー・モデル」
	10月 「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」
	12月 「バーゼルⅢテキスト」(日本では、2013年3月末実施) 「カウンターパーティリスク計測モデルのバックテストに関するサウンド・プラクティス」
2011年	1月 「バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素の公表」
	2月 「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組み(通称、バーゼル2.5)に対する改訂」
	6月 「相対的カウンターパーティ信用リスクに係る自己資本比率上の取扱いの最終化」
	7月 「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則」 「オペレーショナル・リスクの先進的手法のための監督指針」
	10月 「バーゼル自己資本規制枠組みの下の貿易金融の取扱い」
	11月 「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規制文書」
2012年	6月 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」市中協議文書 「トレーディング勘定の抜本的な見直し」市中協議文書
	7月 「清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」市中協議文書 「日中流動性管理のためのモニタリング指標」市中協議文書 「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」
	8月 「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」市中協議文書
	9月 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」改訂版
	10月 「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」

(出所) バーゼル銀行監督委員会、日本銀行、金融庁等より野村総合研究所作成